



「生活・ラム」暮らしの豆知識・お金のタイガー

火災・地震保険の基礎知識

地震大国日本！備えは万全に

今回の東日本大震災で地震保険に関するお問い合わせが増えています。津波により多くの家が押し流されていく姿を見ると驚きと共に私の家は大丈夫？保険は万全かしら？と考えたママも多かったのではないのでしょうか。皆さんが加入している火災保険とは事故や自然災害で被害を被った時に補償される保険です。ポイントには「建物」と「家財」の補償を、マイホーム派の方は両方、賃貸派の方は「家財」のみ加入することです。賃貸派の方の建物は大家さんが加入している場合がほとんどです。建物に家そのもの、家財、冷蔵庫、TV、洋服などを指します。今回の地震では多くの方が保険証券をなくしてしまっているケースがほとんどです。このような場合でも補償は受けられますが、万が一に備え、証券番号の一覧表を作成し保存しておくだけでも問い合わせがスムーズに進みます。

地震保険は単品で加入できる？できない？

東海地方は地震災害のリスクが非常に高いとされているため、地震保険への加入を検討されている方も多いと思います。愛知県は地震保険の世帯加入率が全国で3本の指に入るほど高

く、地震保険への関心の高さがうかがえます。地震保険は、国がバックアップしている保険のため、どこの保険会社から加入しても同じ保険料ですが、地震保険単品では加入することができないため、火災保険に特約として加入する必要があります。また、現在火災保険のみで加入している方も保険期間の途中からでも加入できますのでご安心ください。なお、地震保険は基本的に「居住用」の家しか加入することができません。人が住んでいるところが優先的に補償されるべきという国の方針で、店舗や会社の建物など人が住んでいない建物は加入することができません。

地震保険の内容

地震保険で補償されるのは地震、噴火、津波による損害(火災、損壊、埋没、流失)に対してです。また地震により火災が発生して家が燃えてしまった時は火災保険ではなく、地震保険に加入していないと補償の対象にはなりません。補償される保険金額は火災保険の半分を上限として加入となりますのでご注意ください。(例:建物3,000万円なら地震保険は半分の1,500万円までが対象。保険金は損害の程度で決まりますが、全損、半損、一部損に分かれ損害の割合

で支払われます。ちなみに全損は損害の程度が建物の時価額の50%以上、または焼失、流失で建物の床面積70%に損害がでると100%の保険金が受けられます。

地震保険にも割引の制度があります

どこの保険会社から加入しても同じ保険料の地震保険ですが、建物の構造により割引の制度があります。

- ① 建築年割引は昭和56年6月1日以降の新築建物は登記簿謄本などの確認資料により10%割引
 - ② 建物の耐震等級により割引
 - ③ 免震建築による割引など地震に強い造りに対しての割引があります。
- ※割引には、それぞれ書類が必要ですので、ご確認の上申請してください。

FP伊藤由美子セミナーのお知らせ

- 目指せ時習館への道！ & 教育資金計画
賢い子どもが育つ為に6歳迄にやっておきたいことと大学に行かせるといくらかかるかパッチリわかります。
 - 5月19日(木)11時～12時
 - はじめての家作りセミナー
(住宅ローンと住宅購入までの流れ)
 - 4月28日(木)11時～12時
- ◎お申込み：HPよりFP伊藤由美子で検索
ほけんFPカフェ(佐藤5-1-15)にて先着10名様

ファイナンシャルプランナー **伊藤 由美子** HPでも掲載中!
豊橋市在住。ファイナンシャルプランナーとして、住宅ローン、相続、保険の見直しを中心に相談業務を行う。また、カルチャースクールにてマネースクールを開講。現在、FM豊橋パーソナリティとして「やしの実イブニングトレイン」(PM5～9時 ON AIR中)を担当。どすごいブログ <http://money.dosugoi.net> 「由美ねえのお金のひみつ」。HPは【FP伊藤由美子】で検索!

